

鈴鹿市では、事業継続サポート給付金（【飲食業及び宿泊業対象分】又は【対象業種拡大分】）の給付対象者の内、新型コロナウイルス感染症の影響に負けずに、がんばる事業者を応援するため、国の「小規模事業者持続化補助金」又は三重県の「三重県新型コロナウイルス克服生産性向上・業態転換支援補助金」に上乗せ支援を行います。

★対象事業者（次の（１）・（２）をいずれも満たす方）

- （１）鈴鹿市事業継続サポート給付金（【飲食業及び宿泊業対象分】又は【対象業種拡大分】）の給付対象者
- （２）令和３年４月１日から令和４年１月３１日までに、国の「小規模事業者持続化補助金」又は県の「三重県新型コロナウイルス克服生産性向上・業態転換支援補助金」の補助金確定通知を受けている者

★支給額

令和３年４月１日から令和４年１月３１日までに補助金確定通知を受けた、国の「小規模事業者持続化補助金」又は県の「三重県新型コロナウイルス克服生産性向上・業態転換支援補助金」の補助金対象経費から、補助金確定通知の金額を差し引いた、残りの補助金対象経費の２分の１以内（１，０００円未満の端数は切り捨て）

○支給限度額 １０万円（１事業者に対し１回限りの支給）

★提出書類

- （１）補助金等交付申請書（第１号様式）
- （２）交付申請額算出表兼誓約書（第２号様式）
- （３）令和３年４月１日から令和４年１月３１日までに通知を受けた、国の「小規模事業者持続化補助金」又は県の「三重県新型コロナウイルス克服生産性向上・業態転換支援補助金」の「補助金確定通知書」の写し
- （４）（３）に関する実績報告書一式の内、支出内訳書の写し等で補助金対象経費がわかる資料 等

★申請方法

- （１）申請期限 令和４年１月３１日（月）まで（消印有効）
- （２）申請書類 市ホームページからダウンロードして入手できます。
（申請書類を郵送させていただくこともできます。）
- （３）申請方法 郵送のみ（新型コロナウイルス感染症拡大防止のため）
- （４）郵送先 〒５１３－８７０１
鈴鹿市神戸一丁目１８番１８号
鈴鹿市役所産業政策課（事業継続サポート給付金担当）行き

★問合せ先

鈴鹿市役所産業政策課 電話０５９－３８２－８６９８

（平日の午前９時から午後５時まで）

「鈴鹿市事業継続サポート給付金【がんばる事業者支援分】

申請受付要項」

